堺市立フォレストガーデン条例(平成5年条例第29号)新旧対照表

(行為の埜止)
(1) 匈奴忌皿/

第4条 フォレストガーデンにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、菜園における<u>作物の収穫及び</u>害虫等の防除その他市長においてフォレストガーデンの管理上支障がないと認めるものについては、この限りでない。

現行

- (1) 植物を採取し、又は損傷すること。
- $(2) \sim (7)$ (略)
- (8) 工作物を設置すること。
- (9) (10) (略)

(菜園の使用期間)

第9条 菜園の使用期間は、1区画1回につき2年以内とする。

別表第2(第14条関係)

<u>区分</u>	<u>面積</u>	金額(年額)
大 区 画	おおむね50平方メートル	30,000円
<u>小 区 画</u>	おおむね25平方メートル	15,000円

改正後 (案)

(行為の禁止)

- 第4条 フォレストガーデンにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、菜園における<u>農作物の栽培及び収穫並びに</u>害虫等の防除その他市長においてフォレストガーデンの管理上支障がないと認めるものについては、この限りでない。
 - (1) 植物を栽培し、採取し、又は損傷すること。
 - (2) \sim (7) (略)
 - (8) 工作物を設置し、又は物品等を放置すること。
 - (9) (10) (略)

(菜園の使用期間)

第9条 菜園の使用期間は、1区画1回につき4年以内とする。

別表第2(第14条関係)

<u>区分</u>	<u>面積</u>	金額(年額)
大区画	おおむね50平方メートル	30,000円
小区画	おおむね25平方メートル	15,000円
その他の区画		1平方メートルにつき60
		<u>0円</u>